

## 著作権に関する特約条項

(著作物の譲渡等)

- 第1条 受注者は、成果物（第40条第1項に規定する指定部分に係る成果物及び第40条第2項の規定する引渡部分に係る成果物を含む。以下この条において同じ。）が著作権法（昭和45年法律第48号）第2条第1項第1号に規定する著作物（以下「著作物」という。）に該当する場合には、当該著作物に係る受注者の著作権（著作権法第21条から第28条までに規定する権利をいう。）を当該著作物の引渡し時に発注者に無償で譲渡するものとする。ただし、当該著作物のうち受注者が従前より保有するものの著作権は、受注者に留保されるものとし、受注者は発注者及びその指定する者の必要な範囲で発注者及びその指定する者に無償で使用することを許諾するものとする。
- 第2条 発注者は、成果物が著作物に該当するとしないとにかかわらず、当該成果物の内容を受注者の承諾なく自由に公表することができ、また、当該成果物が著作物に該当する場合には、受注者が承諾したときに限り、既に受注者が当該著作物に表示した氏名を変更することができる。
- 第3条 受注者は、成果物が著作物に該当する場合において、発注者が当該著作物の利用目的の実現のためにその内容を改変するときは、その改変に同意する。また、発注者は、成果物が著作物に該当しない場合には、当該成果物の内容を受注者の承諾なく自由に改変することができる。
- 第4条 受注者は、成果物（業務を行う上で得られた記録等を含む。）が著作物に該当するとしないとにかかわらず、発注者が承諾した場合には、当該成果物を使用又は複製し、また、第15条第1項の規定にかかわらず当該成果物の内容を公表することができる。
- 第5条 発注者は、受注者が成果物の作成に当たって開発したプログラム（著作権法第10条第1項第9号に規定するプログラムの著作物をいう。）及びデータベース（著作権法第12条の2に規定するデータベースの著作物をいう。）について、受注者が承諾した場合には、別に定めるところにより、当該プログラム及びデータベースを利用することができる。

## 著作権に関する特約条項（別紙）

本業務における成果物（業務委託契約書第 40 条第 1 項に規定する指定部分に係る成果物及び第 40 条第 2 項の規定する引渡部分に係る成果物を含む。）について、原則として、発注者は追加費用なしで、無期限に使用できるものとし、著作権（著作権法第 21 条から第 28 条までに規定する権利をいう。）は発注者に帰属する。ただし、当該成果物のうち受注者が当該著作権を発注者に譲渡することが難しい部分が含まれることにより、使用期限や追加費用が発生する場合は、契約締結前に発注者の了承を得ること。

上記のとおり発注者の了承を得るにあたっては、受注者は、著作権者や著作権管理団体に連絡し、使用許諾の意思の有無や条件等を確認の上、事前に使用に関する合意や許諾が必要であるものについては、受注者の責任において必要な手続きを行うこと。また、当該手続き等に要する経費は、すべて受注者の負担とする。

上記の著作権について、万が一、権利侵害の紛争等が生じた場合は、受注者の責任及び負担において一切を処理すること。また、受注者は本業務で取得した資料、素材及び成果物を無断で公表・譲渡・貸与又は使用してはならない。